

第5次三田市総合計画調査特別委員会の設置に関する決議（案）

1 特別委員会の設置

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条及び三田市議会委員会条例（昭和35年三田市条例第2号）第4条の規定により、21名の委員からなる第5次三田市総合計画調査特別委員会を設置する。

2 調査事項

第5次三田市総合計画に関する調査・研究及び審査を行う。

3 調査期限

第5次三田市総合計画調査特別委員会は、2に掲げる事項が終了するまで、閉会中もなお継続して調査を行うことができる。

以上、決議する。

令和3年6月21日

兵庫県三田市議会